

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年11月18日

金 曜 日

第 4132 号

目 次

告 示

- 森林病虫害等の駆除命令 1
- 伐採木等の移動制限命令 4

公安委員会告示

- 公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターの代表者の変更 5

公 告

- 富山県警察通信指令システム用ネットワーク回線整備に係る一般競争入札の実施
- 争議行為の通知の公表 8

告 示

富山県告示第500号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年11月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成28年12月9日から平成29年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮したうえ、松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。
ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第501号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により命令をす

るので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年11月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

富山市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成28年12月9日から平成29年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒及び破砕、又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。

ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内

に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第502号

伐採木等の移動制限命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第5号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年11月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成28年12月9日から平成29年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動してはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫のまん延を防止するため

富山県公安委員会告示第166号

公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターの代表者の変更について

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターから代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年11月18日

富山県公安委員会委員長 扇谷 一郎

1 代表者の変更

変更前 久和 進

変更後 金井 豊

2 変更年月日

平成28年10月14日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山県警察通信指令システム用ネットワーク回線整備に係る一般競争入札の実施

富山県警察通信指令システム用ネットワーク回線整備について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年11月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

富山県警察通信指令システム用ネットワーク回線整備 一式

(2) 役務の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間（回線利用期間）

平成29年3月1日から平成34年2月28日まで（60か月）

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第 234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 役務実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(平成28年富山県告示第 151号)第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(平成28年富山県告示第 151号)第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第 9 条の規定による事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に登録されている者又は同法第16条第 1 項の規定による届出をしている者であること。

(4) 24時間 365日の有人の保守体制を整備し、障害発生時には、速やかに保守を行うことができる者であること。

(5) 仕様書に定める品質保証基準を満たし、他のユーザと物理的又は論理的に隔絶された回線を整備できる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとするネットワーク回線の仕様、入札説明書に示した規格、機能、性能、保守体制等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部生活安全部通信指令課通信システム係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

平成28年11月18日から同年11月25日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

平成28年12月2日 午後5時15分

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 平成28年12月12日 午前10時

- (2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、回線整備に要する一切の費用を含んだ60か月分の回線利用料総額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した条件で受注できると認められた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

(4) その他詳細は、入札説明書による。

争議行為の通知の公表

富山県厚生農業協同組合連合会労働組合中央闘争委員長向井崇から、平成28年11

月 11 日付けで争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年11月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 事件

2016年秋期諸要求及び年末一時金要求に関する件

2 日時

平成28年11月22日午前 8 時30分から本事件解決に至るまで

3 場所

高岡市永楽町 5 番10号 富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院

滑川市常盤町 119番地 富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院

4 概要

必要な一切の合法的争議行為を実施する。
